

広島県知事様

医療機関	保険医療機関コード：	(コード番号)
	保険医療機関名：	〇〇病院
	管理者名：	院長 〇〇〇〇
申請者 (予定)	住所：	〒(郵便番号) 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号
	事業者名：	〇〇法人〇〇会
	代表者職名・氏名：	理事長 〇〇〇〇
担当者	事務担当者所属：	〇〇〇〇
	事務担当者氏名：	〇〇〇〇
	電話番号：	(市外局番) - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	メールアドレス：	x x x @ x x x x x

申請者が法人の場合、法人住所を記載してください。

看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始(予定)の報告

看護補助者の処遇改善事業に係る賃金改善の開始について、別紙1又は別紙2を添えて、以下のとおり報告いたします。

1 対象医療機関であることの申出 ※該当する要件に「〇」

<input checked="" type="radio"/>	令和6年2月1日時点において、別紙1に掲げる診療報酬のいずれかを算定している <b>病院</b> であること。(⇒別紙1に該当項目を記入する。)
<input type="radio"/>	令和6年2月1日時点において、別紙2に掲げる診療報酬のいずれかを算定している <b>有床診療所</b> であること。(⇒別紙2に該当項目を記入する。)

2 看護補助者処遇改善事業による賃金改善等の要件の確認 (以下の全ての要件を満たさなければ、本事業の対象となりません。)  
※ドロッダウンリストから選択

賃金改善等の要件	確認
令和6年2月分からの賃金改善を行うこと。(就業規則等の変更に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能。) ※賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護補助者について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間(令和6年2月～5月)前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。	確認しました
本事業は、令和6年2月から行われた看護補助者の賃金改善のための取り組みを支援するものであり、定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料(診療報酬)及びほかの補助金を財源として賃金改善を行っている部分については、対象外となること。	確認しました
補助額は、対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。	確認しました
令和6年4月以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額は、原則として、基本給又は毎月支払われる手当の引上げに充てること。(就業規則等の変更に時間を要することを考慮し、令和6年2月分及び3月分の賃金改善分は、一時金等による支給も可能。)	確認しました
本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。	確認しました
※人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関のみ確認 人事院勧告を踏まえた期末手当(賞与)等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。	該当しない

3 基本給の引上げ等の開始(予定)時期及び方法 ※該当する項目に「〇」

「人事院勧告を踏まえて賃金を決定する医療機関」ではない場合は、「該当しない」を選択してください。

賃金改善の方法	基本給の引上げ等の開始月		
	2月	3月 (同月までに2月分の賃金改善分も一時金等で支給)	4月 (同月までに2～3月分の賃金改善分も一時金等で支給)
基本給の引上げ	〇		
決まって毎月支払われる手当の引上げ			

※就業規則の変更に時間を要する等により、3月以降に基本給の引上げ等を行う場合には、2月分から基本給の引上げ等を開始する月の前月分までの賃金改善分は当該開始月までに一時金等により支給すること。

別紙 1

保険医療機関コード：	(コード番号)
保険医療機関名：	〇〇病院

看護補助者の配置を要件とする診療報酬項目 (病院)

令和6年2月1日時点で算定している項目のチェック欄に「○」を付すこと。

項目 (病院)	チェック
A101 療養病棟入院料	○
A306 特殊疾患入院医療管理料	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	○
A309 特殊疾患病棟入院料	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	
A312 精神療養病棟入院料	
A314 認知症治療病棟入院料	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	
A207-3 急性期看護補助体制加算	
25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割以上)	
25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割未満)	
50対1 急性期看護補助体制加算	
75対1 急性期看護補助体制加算	
A211 特殊疾患入院施設管理加算	
A214 看護補助加算	
看護補助加算 1	
看護補助加算 2	
看護補助加算 3	
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	